

令和2年5月5日

第12回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

国内においては、新型コロナウイルス感染症患者の発生が都市部を中心に未だ続いており、政府による全都道府県を対象地域とした緊急事態宣言の期限が5月末まで延長されたものの、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「状況分析・提言」、新型コロナウイルス感染症対策本部による「基本的対処方針」及び文部科学省による「学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」を踏まえ、以下の対策を指示します。

- 小・中学校については、5月11日（月）から学年別の分散登校（給食なし）、5月18日（月）から学年別の分散登校（給食あり）とし、児童生徒が出校しない期間は、遠隔授業を全小・中学校において実施すること。
- 放課後児童会については、引き続き、分散登校の該当しない日において、8時から13時までは教職員対応により学校内で預かり、13時以降は放課後児童支援員による対応を維持すること。
- 屋内公共施設の運営については、5月末まで休館・利用中止等の措置を継続すること（市民図書館は貸出・返却サービスを再開すること）。また、市主催のイベント・行事等については5月末まで原則中止とすること。

市民の皆さまにおかれましては、ゴールデンウィーク期間中も自宅で過ごすなどの感染症拡大防止対策に取り組んでいただいております。心より感謝申し上げます。ゴールデンウィーク明けとなる5月7日（木）以降も「新しい生活様式」すなわち、

- ① 咳エチケット・手洗いの徹底
- ② 3つの「密」を回避
- ③ 県をまたいだ移動（帰省や旅行）を控えること

など、市民一人一人が足並みを揃えて感染拡大防止に取り組むことについて、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。